

化学物質等安全データシート (MSDS)

1. 製品及び会社情報

製品名	フルオロカーボン 2 2
会社名	
住所	
担当部門	
担当者 (作成者)	
電話番号	
F A X 番号	
緊急連絡先	

2. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別	単一製品
化学名	クロロジフルオロメタン
別名	フルオロカーボン 2 2
成分及び含有量	9 9 % 以上
化学特性 (化学式又は構造式)	CHCLF ₂
官報公示整理番号 (化審法・安衛法)	化審法 : (2) -93 安衛法 : 対象外
CAS.No.	75-45-8
国連分類 (単一製品)	2.2 (高圧ガス)
国連番号 (単一製品)	1018
化学物質管理促進法 (P R T R 法)	第一種指定化学物質

3. 危険有害性の要約

分類	高圧ガス
危険性	圧縮又は液化された難燃性の気体
有害性	液体に接触すると、凍傷をおこす。吸入すると、目眩、頭痛、錯乱及び意識喪失のような麻酔性の中樞神経系の一時的な機能低下を生じる恐れがある。
環境影響	

4. 応急措置

吸入した場合 :	高濃度の蒸気を吸入した場合は、新鮮な空気の所に移す。
----------	----------------------------

皮膚に付着した場合：	15分以上水で洗う。必要であれば、局所を穏やかに暖めて凍傷の処置を行う。直ちに医師の手当てを受ける。
目に入った場合：	目を15分以上清水で洗浄し、直ちに医師の手当てを受ける。
飲み込んだ場合：	ガスであるので、飲み込むことはない。

5. 火災時の措置

消火剤	周囲の火災に適切な消火剤を使用する。
消火方法	本物質が火災にまきこまれたときは、分解ガスを発生するおそれがあるので、危険を伴わずに対処できる場合には、漏洩部を塞ぐ。容器を水噴霧で冷却し、できれば危険地域外に移す。
危険有害性	

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項	蒸気は空気より重いため、窒息性の雰囲気を作るおそれがあるため、低い場所の換気を行う。
環境に対する注意事項	
除去方法	危険を伴わずに対処できる場合には、漏洩部を塞ぐ。
二次災害の防止策	容器から裸火を遠ざける。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	高圧ガス保安法に準拠する。十分に換気し、蒸気を吸入しない。又、目、皮膚、衣服の接触をさけること。
保管	高圧ガス保安法に準拠する。換気の良い場所で、直射日光を避け、温度40以下に保つこと。
その他	粉末状のアルミニウム及び、亜鉛から離しておくこと。

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度	規定なし
許容濃度	ACGIH TLV-TWA : 1000 ppm 20 mg/m ³ ACGIH STEL : 3540 mg/m ³ 日本産業衛生学会勧告値 : 1000 ppm 3500 mg/m ³
設備対策	屋内作業場での使用の場合には、局所廃棄装置を設置する取扱場所の近くに、安全シャワー、手洗い、洗眼設備を設け、位置を明示する。
保護具	保護眼鏡、空気呼吸器、保護衣、保護手袋等。

9. 物理的及び化学的性質

外観	無色の気体
臭気	甘いクロロホルム様の臭い
分子量	86.48
沸点	-40.8
融点	-160
比重	1.213 kg/L (20 ,液体として)
蒸気圧	860 kPa (20)
蒸気密度	3.0 (空気=1)
溶解度	水: 0.12 wt% (30)
引火点	難燃性気体
発火点	難燃性気体
爆発限界	

10. 安定性及び反応性

安定性	室温において安定である。
反応性	高温面または炎に触れると分解して、非常に有害な塩化水素、フッ化水素及びホスゲンを生成する。 水に接触すると非常にゆっくり分解する。又、粉末状のアルミニウム及び亜鉛と激しく反応し火災や爆発の危険をもたらす。マグネシウム亜鉛及びそれらの合金を侵す。

11. 有害性情報

急性毒性	吸入 マウス L C 50 28pph/30M ラット L C L 0 25pph/4H イヌ L C L 0 70pph
刺激性	
感作性	
変異原性	
亜慢性毒性	
慢性毒性	

12. 環境影響情報

移動性	
残留性 / 分解性	難分解(水に接触すると、ゆっくり分解)
生体蓄積性	

魚毒性	分解後 フッ化水素は 60 mg/L から魚類に対し致死。 塩素は 0.05 mg/L から魚類に対し致死。
分配係数	

13. 廃棄上の注意

大量の場合：	
少量の場合：	通風良好な場所で、少量ずつ行うこと。
使用済容器：	
焼却する場合：	容器ごと廃棄してはいけない。

14. 輸送上の注意

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧ガス保安法に準拠して輸送する。 ・ 移動時の容器温度は、40 以下に保つ。特に夏場はシートをかけ温度上昇の防止に努める。 ・ 充填容器に衝撃が加わらないように、注意深く取り扱う。 ・ 移動中の容器の転倒、バルブの損傷等を防ぐための必要な措置を講ずる。 ・ 消防法で規定された危険物と混同しない。 ・ イエローカード、消火設備及び応急措置に必要な資材、工具を携行する。
--	--

15. 適用法令

高圧ガス保安法	法第 2 条(高圧ガス)
消防法	
船舶安全法	
港則法	施工規則第 1 2 条 危険物
航空法	施工規則第 1 9 4 条告示別表第 2 高圧ガス
P R T R 法	第一種指定化学物質 政令番号 0 8 5
労働安全衛生法	
毒物劇物取締法	

16. その他の情報

適用範囲	
引用文献	
圧力単位の表示方法	
問合せ先	